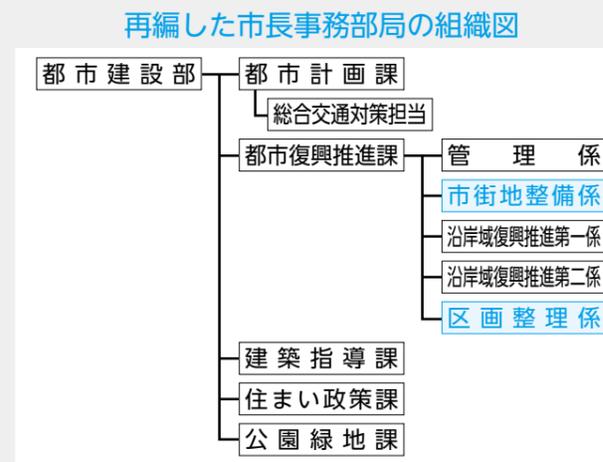


# 4月から市の組織が変わりました

## 市長事務部局

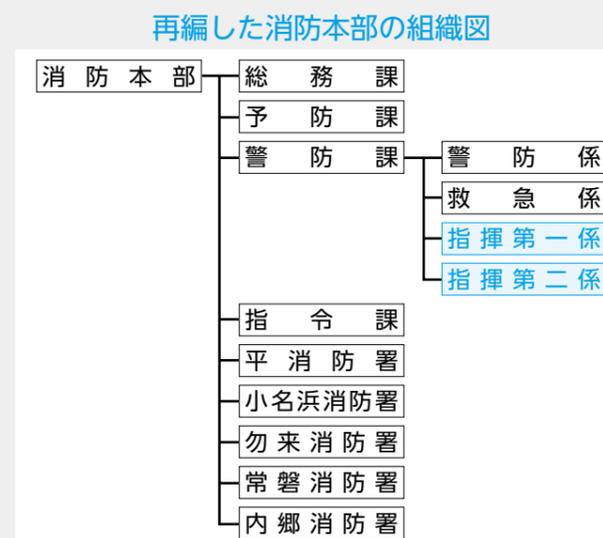
本市のさらなる復興・創生の推進、復興の先を見据えたまちづくりを進めるため、都市建設部都市復興推進課の係を見直し、平並木通り地区市街地再開発事業などに重点的に取り組む「市街地整備係」、区画整理事業の清算事務などを担



当する「区画整理係」に再編しました。

## 消防本部

現場活動時の安全管理の確保および円滑・効果的な警防活動の推進を図るため、現場活動を統括する指揮隊を配置することに伴い、警防課に「指揮第一係」と「指揮第二係」を新設しま



した。

## 総合警城共立病院

新病院開院時に、患者支援の業務を総合的に担当する患者サポートセンターを設置するに当たり、同センターの開設に必要な準備業務や、同病院内各部署との調整などを担当する「患者サポートセンター準備室」

を新設しました。

## 各種協定を締結しました

- いわき市雇用対策協定
  - ▶締結日 2月16日
  - ▶締結者 厚生労働省福島労働局、市
  - ▶内容 ワーク・ライフ・バランスの推進、全員参加型社会の実現に向けた取り組みの強化、若年者への就職支援の充実、中小企業に対する人材確保対策の実施など
- 久之浜防災緑地づくり協定
  - ▶締結日 2月16日
  - ▶締結者 久之浜・大久地区復興対策協議会、福島県いわき建設事務所、市
  - ▶内容 防災緑地の育樹や、植樹エリア以外の草刈り、清掃、ごみの処分などの維持管理、防災緑地内で異常を発見した際の通報・対応など

## 内閣府特命担当大臣表彰

▷いわき信用組合（小名浜）  
同組合の「民間資本100%による『地域商社事業』の創業支援」の取り組みが「地方創生に資する金融機関等の特徴的な取組事例」に認定され、地域の魅力のブランド化や雇用の創出に貢献したことが評価されました。

# 介護保険 第1号被保険者(65歳以上)の保険料を改定



介護保険制度を円滑に運営するため、介護保険第1号被保険者の保険料は3年ごとに見直されます。今回、平成30年度から32年度の保険料を改定しましたので、お知らせします。

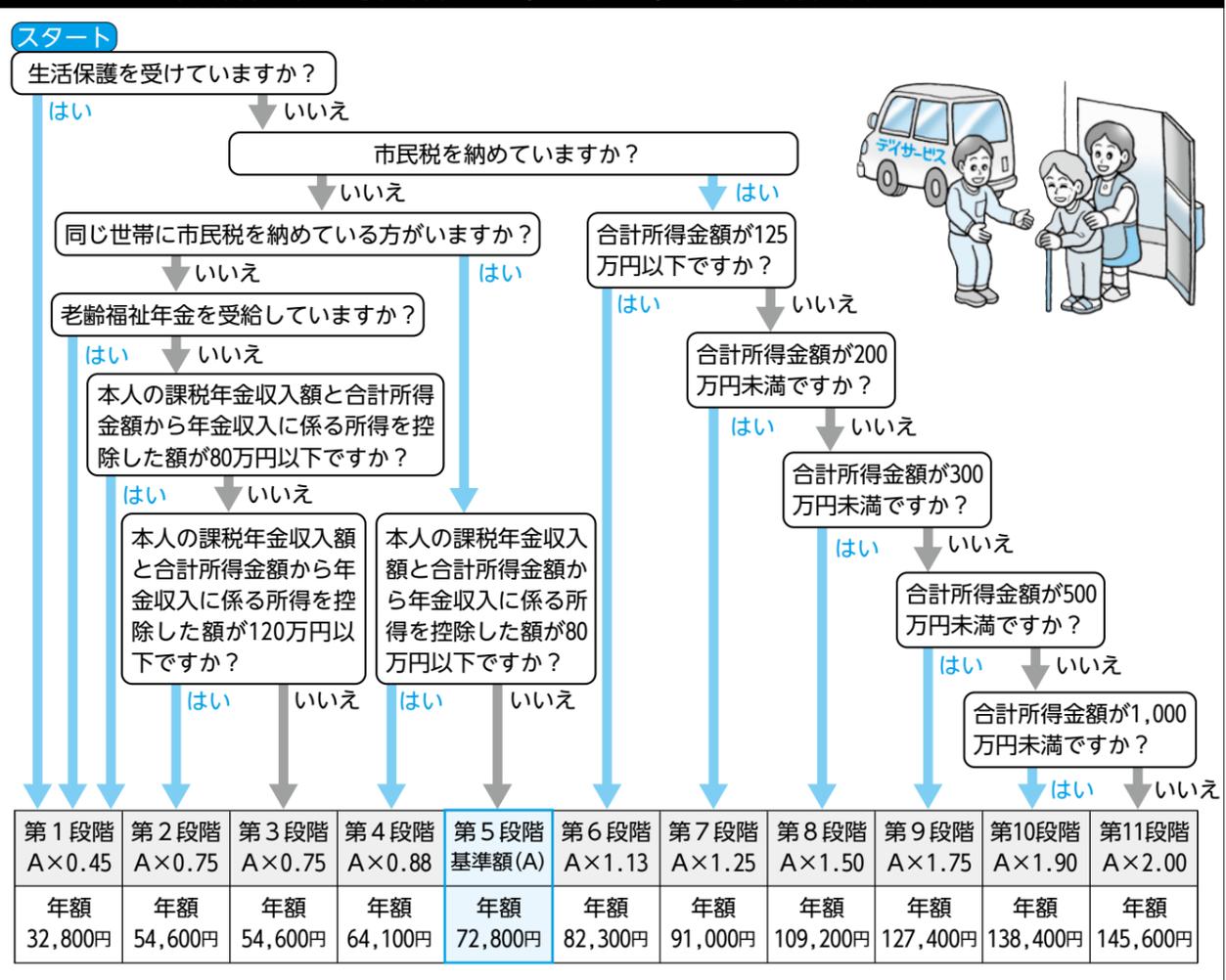
介護保険第1号被保険者（六十五歳以上）の方の保険料は、本人と世帯員の市民税課税状況や本人の前年の所得金額などに応じて、個人ごとに所得段階が決まり、基準月額を基に一定の保険料率を乗じて、年間保険料が算定されます。

市では、今後の介護保険サービスに対する給付見込みなどから、介護保険第1号被保険者の保険料基準月額を、五千七百八十九円から六千六十八円に改定しました。

高齢者の皆さんが、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、介護保険サービス維持への理解と協力をお願いします。 ※介護保険料のお知らせは、七月中旬に郵送する予定ですが、特別徴収（年金から天引き）の方には、四月中旬に仮算定通知を郵送します。

○お問い合わせ  
長寿介護課  
介護保険係  
☎22・7616

## 介護保険第1号被保険者(65歳以上)の方の保険料診断チャート



# 無料相談窓口一覧 (保存用)

※電話でお受けしている相談もありますので、お問い合わせください。

相談名	相談内容	とき	相談員	ところ
市民	市に対する要望・意見や問い合わせ、相談窓口の案内など	月～金曜日 8時30分～17時15分	市民相談員	ふるさと再生課(☎22-1299) または各支所市民相談員
登記	不動産の権利取得や変動に関する登記の申請・手続きなど	第2火曜日 9時～正午	司法書士	ふるさと再生課(☎22-7438)
労働	労務管理・労働条件などの問題や、社会保険・年金の手続き	第3火曜日 10時～15時	社会保険労務士	※登記相談は、いわき司法書士総合相談センター(☎0120-81-5539)でも受け付けています。 ※労働相談は、労働基準監督署いわき総合労働相談コーナー(☎23-2255)、市労働福祉会館(☎24-2511)、市勿来勤労青少年ホーム(☎63-2879)でも受け付けています。
法律	社会生活上のトラブルを解決するための法的アドバイス	第2・3・4水曜日 14時～16時30分(予約制)	弁護士	
行政手続	官公署に提出する許認可などの申請書類の作成や手続き	第1・4火曜日 10時～15時	行政書士	
税務	所得税・相続税・贈与税などの税全般にかかる申告・納付など	第1・2・3・4木曜日 10時～15時	税理士	
行政	行政に対する要望・意見など	第2金曜日 10時～15時	行政相談委員	
生活再建	被災者の生活再建等に関する問い合わせ、支援制度の案内など	月～金曜日 8時30分～17時15分	ふるさと再生課職員	ふるさと再生課内生活再建市民総合案内(☎22-1245)
交通	交通事故の損害賠償や示談など	木曜日 13時45分～15時45分(予約制)	交通相談員	消費生活センター内(予約先:市民生活課☎22-1152)
消費生活	訪問・通信販売などの消費者トラブルや多重債務問題	月～金曜日 9時～16時	消費生活相談員	消費生活センター(☎22-0999)
年金	国民年金全般	月～金曜日 9時～16時30分	年金アドバイザー	国保年金課(☎22-7464)
心の健康	精神面・心の問題(うつ病・ひきこもり・認知症・自殺など)	月～金曜日 8時30分～17時	保健師	保健所地域保健課(☎27-8557)
母子・父子・寡婦	母子父子寡婦福祉資金の貸し付けなど	月～金曜日 8時30分～17時15分	母子・父子自立支援員など	平地区保健福祉センター(☎22-7457) 小名浜地区保健福祉センター(☎54-2111)
家庭児童	不登校や友人関係、子どもの養育	月～金曜日 8時30分～17時15分	家庭相談員など	地区保健福祉センター内の家庭児童相談室
女性	離婚や夫などからの暴力、家庭不和	月～金曜日 8時30分～17時15分	女性相談員など	小名浜地区保健福祉センター(☎54-2521) 内郷・好間・三和地区保健福祉センター(☎27-8612)
医療安全	医療に関する相談や情報提供など	月～金曜日 8時30分～17時	保健所職員	保健所内医療安全相談センター(☎27-8556)
生活・就労	生活に困窮している方の生活全般や就労など	月～金曜日 8時30分～17時15分	相談支援員、就労支援員	生活・就労支援センター(☎27-8565)
権利擁護	高齢者・障がい者の権利侵害・財産管理などの法的アドバイス	第2・3・4木曜日 14時～16時30分(予約制)	弁護士、司法書士	権利擁護・成年後見センター(☎22-7007)
すこやか教育	子どもの悩み いじめ、友人関係、不登校、進路、勉強、家庭生活、男女交際など 保護者の悩み 子育て、しつけ、教育、不登校、交友関係、生活態度、非行など	◇電話：①月～金曜日 9時～18時 ②土・日曜日、休日 9時～17時(第3日曜日、年末年始を除く) ◇面接：月～金曜日 9時～17時(予約制)	教育相談員	総合教育センター(☎23-7261)
子ども健康教育	子どもの行動面・学習面・不登校などでの悩み	月～金曜日 9時～17時(予約制)	教育相談員、医師、臨床心理士	総合教育センター(☎22-3709)
心配ごと	日常生活の悩みごと	月・火・木・金曜日 10時～正午、13時～15時	民生・児童委員	市社会福祉協議会(☎24-4850)
	もめごとや悩みごとに対する法律上の解決方法	第1水曜日 13時～16時(予約制)	弁護士	市社会福祉協議会(☎23-3320)

無料相談窓口一覧

# 福祉に関する計画を 改定・策定

トピックス

○新・市地域福祉計画を改定  
地域福祉の推進を総合的かつ計画的に進めていくための基本的な指針である同計画を、社会情勢の変化や国の動向などを踏まえ、改定しました。  
※詳しくは、保健福祉課地域福祉推進係(☎22・7450)へ。  
○第四次市障がい者計画などを改定・策定  
全ての市民の皆さんが、相互に人格と人権を尊重し、支え合いながら共に生きる社会の実現に向け、取り組みや施策などを定めた第四次市障がい者計画を、社会情勢や地域課題の変化などを踏まえ、改定しました。また、相談支援や地域生活支援事業などの提供体制を確保するため、第五期市障害福祉計画を策定したほか、障がい児支援などの提

### 新・市地域福祉計画改定のポイント

権利を守る社会の実現を新たに基本目標に位置付け、成年後見制度の普及・啓発の推進や、相談支援体制の強化などに取り組んでいきます。  
また、セーフティーネットの強化や、地域共生社会実現のための体制整備など、新たな施策を追加しました。



同制度に関する総合相談を受け付け

供体制を確保するため、第一期市障害児福祉計画を新たに策定しました。  
※詳しくは、障がい福祉課支援係(☎22・7485)へ。  
○第八次市高齢者保健福祉計画を策定  
団塊の世代が後期高齢者となり、市民の皆さんの三人に一人が高齢者となる平成三十七年を見据え、同計画を策定しました。  
高齢者が住み慣れた地域で暮らしていけるよう、健康寿命の延伸と地域包括ケアシステムの構築に向け、取り組みを深化・推進していきます。  
※詳しくは、長寿介護課長寿支援係(☎22・7453)へ。

### 第4次市障がい者計画などの改定・策定のポイント

○第4次市障がい者計画  
施策の内容を見直し、地域包括ケアシステムの推進による地域生活支援拠点の整備や、共生型サービスの提供体制の構築などを新たに追加しました。  
○第5期市障害福祉計画  
自らの望む地域生活を営むことができるよう、具体的な目標や施策を定め、福祉施設から一般就労への移行・定着など、生活や就労に対する支援の充実などに取り組んでいきます。  
○第1期市障害児福祉計画  
障がい児支援のニーズの多様化に対応するため、障がい児支援の提供体制の整備や、通所支援・相談支援の充実などに取り組んでいきます。

### 第8次市高齢者保健福祉計画策定のポイント

新たな8つの取り組みの視点に基づいて施策を行い、健康寿命の延伸と地域包括ケアシステムの構築に取り組んでいきます。

#### 8つの取り組みの視点

- ・運営体制の充実と情報発信の強化
- ・安心して暮らせる住まい環境の整備
- ・地域で支える仕組みづくりの推進
- ・健康づくり・介護予防の推進
- ・生きがいづくりと社会参加の促進
- ・介護人材の確保・育成と介護サービスの充実
- ・医療と介護の連携強化
- ・認知症対策の推進

